

③ 養護学校高等部の適正配置の推進
後期中等教育審議会の答申を踏まえ、養護学校高等部の適正配置の推進に努める。

④ 訪問教育の充実
訪問教育の内容・方法の改善充実に努めるとともに、可能な限り就学猶予・免除の解消に努める。

(5) 施設・設備の整備充実
① 養護教育諸学校の施設・設備の整備充実
校舎等の大規模改修を推進するなど教育施設・設備の充実に努めるとともに、教材・教具の整備に努める。

② 県養護教育センターの整備充実
県養護教育センターの機能の充実に努めるとともに、研修・研究及び教育相談の充実に努める。

(2) 社会教育推進団体の充実
① 社会教育関係職員の確保と資質の向上
社会の変化等による社会教育活動の多様化に対応するため、各種研修会等への積極的参加の促進及び研修の充実に図り、社会教育主事の資質の向上に努めるとともに、社会教育主事を計画的に派遣し、専任社会教育主事の未設置町村の解消を促進する。

② 民間有志指導者の養成と活用
民間有志指導者の養成と活用を図るため、高齢者人材活用事業及び高齢者の指導のもとで行うふるさと文化ふれあい教室等の充実に努めるとともに、指導者の活用に必要な情報の提供に努める。

③ 社会教育関係団体の育成
青少年団体、PTA、婦人団体等の社会教育関係団体の組織の充実と指導者の養成を図るため、各種研修会等を実施するとともに活発な地域活動を促進する。

(3) 社会教育施設の整備充実
① 県立図書館の整備充実
県民の教育と文化の振興を図るため、図書館資料の整備、図書館運営の効率化のための検討など県民の学習要求に応えるよう図書館機能の拡充に努める。

② 県視聴覚ライブラリーの整備充実
社会の変化等による学習要求の多様化に対応するため、県視聴覚ライブラリーの整備充実に努めるとともに、市町村視聴覚ライブラリーを整備するよう市町村の指導に当たる。

③ 公民館の整備促進
地域における生涯教育の中心施設にふさわしい公民館の整備充実に努めるよう市町村の指導に当たる。

(1) 社会教育活動の振興
① 家庭教育の充実
家庭教育の充実を図るため、社会状況の変化に対処し、幼児や家庭の実態に応じた家庭教育が行われるよう手引き及び指導資料の作成

六、こころうるおす文化の育成

(1) 文化活動の促進

① 芸術文化活動発表の機会の充実
県総合美術展覧会、県文学賞の充実に努めるとともに、作品の応募を奨励し、芸術文化発表の機会を充実させる。また、文化団体を主体として運営している県芸術祭の充実を促進する。

② 芸術鑑賞の機会の確保
県民に優れた芸術鑑賞の機会を確保するため、家庭劇場、移動芸術祭巡回公演を実施する。

③ 文化振興基金の充実と活用
県民の文化活動の振興と文化団体の育成を図るため、(財)福島県文化振興基金の充実と活用の促進に努める。

④ 文化活動指導者の養成確保
地域文化活動を推進・指導する文化活動指導者の養成確保を図るため、芸術セミナー等の充実に努める。

(2) 文化の伝承の充実
① 文化財保護体制の充実
文化財保護体制の充実を図るため、文化財保護行政組織の充実に努めるとともに、市町村の指導に当たる。また、文化財保存管理の

